大村市統一型制服導入に伴う新たな「生徒心得」

施行日：令和6年4月1日～

新たな「生徒心得」の基本方針

①自他の学習活動の妨げにならない行動をする。　②自他の健康・安全に留意した行動をする。
③他者の権利を尊重した行動をする。　④公共のマナーを考えた行動をする。

【服　装】

※衣替えの移行期間は設けない。
気候や天候、体調に応じて夏服、冬服、中間服、防寒着を各自判断して着用する。

【ブレザー】
〇大村市指定のⅠ型またはⅡ型のブレザーを着用する。但し、ブレザー着用時は必ず学校独自の襟章をつけることとする。

【長袖シャツ】
〇白の長袖カッターシャツ(左ポケット付)とし、ボタンダウンも可とする。但し、ボタンや糸は白のみとする。また、長袖カッターシャツ着用時は、すそはズボン、スカートにしっかり入れることとする。

【ポロシャツ】
〇大村市指定の白色または紺色の半袖ポロシャツを着用する。また、半袖ポロシャツ着用時は、すそはズボン、スカートに入れても入れなくてもよい。
〇式典・学校行事の場合は、白色の半袖ポロシャツを着用する。

【ズボン】
〇大村市指定のⅠ型またはⅡ型のズボンを着用する。　〇ベルトを着用し、色は黒色か茶色とする。

【スカート】
〇大村市指定のスカートを着用する。また、スカート丈はひざが隠れる長さとする。

【ネクタイ、リボン】
〇式典・学校行事の場合は、学校指定のネクタイまたはリボンを着用する。それ以外は、個人の判断に任せる。

【アンダーウェア】
〇長袖シャツ、ポロシャツの下に着用する。
〇色は白・黒・紺・グレー・ベージュの単色・無地のもの（ワンポイント可）とし、シャツから出ないように着用する。但し、体操服をアンダーウェアとして着用することは認めない。

【名札】
〇学校指定の名札を使用し、校内では名札が見えるように左胸につける。校外においては個人判断とする。

【防寒着・防寒具】
〇防寒着は、単色・無地のもの、または、部活動の防寒着を着用する。
〇ブレザーの下に着用するセーター・カーディガン・ベストは、Vネックのものを使用し、色は黒・紺・グレー・ベージュの単色・無地のものとする（ワンポイント可）。また、着用時は、ブレザーから大きくはみ出ないように着用する。但し、セーター・カーディガン・ベストだけの儀式参加は認められない。
〇手袋・マフラー(ネックウォーマー)は、登下校のみとする。
〇タイツ・レギンス・ストッキングは、黒またはベージュの単色・無地のものとする。但し、体操服を着用する際は、靴下を必ずはくものとする。
〇使い捨てカイロは使用してよいが、家庭に持ち帰り、処分する。

【靴下】
〇色は、白・黒・紺・グレーの単色・無地のものとする（ツーポイントまで可）。但し、アンクルソックスは不可とする。

【上靴】
〇学校指定の学年カラーのあるシューズまたはスリッパを使用する。

【下靴】
〇白または黒を基調とした運動靴を使用する。但し、白または黒を基調とするとは、白の無地に白ライン、または、黒の無地に黒ラインを意味する。

【カバン】
〇各中学校の指示に従うものとする。

【頭髪】

【頭　髪】
　頭髪は、以下の条件のもとに自由とする。［男女共通］
1　学習活動に支障をきたさない、清潔な髪形とする。
2　パーマ、脱色・染色などしてはならない。
3　整髪料の使用・学校への持参は認めない。
4　一部だけ極端に伸ばしたり、短くしたりするような特殊な髪形にしてはならない。
※イラスト参照

○　　○　　○

5　エクステ・ウィッグ等は認めない。
6　長さは、次の範囲内で自由とする。
　・前髪は「目」にかからない。
　・髪の長さは、肩までとする。伸ばす場合は、結ぶか編む等する。ただし、編み込みはしない。
　・ピンやゴムで留められない前横髪は、耳にかける。
7　諸事情があるときには、担当の先生方に相談する。
【　眉　】
　○手を加えない。

【その他】

【爪】
　○清潔にし、適切な長さに切りそろえる。磨いたり、マニキュアをつけたりしない。

【装飾品】
　○ピアス、ネックレス、ミサンガなどの装飾品はつけない。

【携行品】
　○日焼け止めや制汗シートは無臭のもののみ使用を認める。
　　（スプレーや液体タイプの制汗剤は不可）
　○ハンドクリームやリップクリームは、無色無臭のものであれば使用を認める。

【所持品】
　○学校生活に必要がないものは持ってこない。

【通学】
　○通学路を守り、寄り道をしない。
　○自転車通学は許可制とし、自らの命を守るため、交通ルール・交通マナーを遵守し、ヘルメットをきちんと着用する。また、駐輪時は二重ロックをする。

【違反時の対応】

【違反時の対応】
　○生徒心得の違反時は、別室で指導する場合がある。
　○すぐに直せるものはその場で直させ、他の生徒と同様に教室で学習できるよう指導する。
　○当日すぐに直せない違反は、期限を決めて一時的な対応をする。
　○以上の指導に応じない場合は、家庭と連絡をとり、指導を行う。

【生徒心得の見直し】

【生徒心得の見直し】
　○生徒心得は毎年見直す機会を設ける。